

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人京都教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

京都教育大学では、役員報酬基準を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて、決定している。

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

学長は役員報酬のうち期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務結果の評価の結果及び大学の財務状況等により増減を要する必要があると認める場合は、各役員の担当業務の遂行を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることにしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長
理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人京都教育大学役員報酬規程に則り、基本給(学長:965,000円、理事:761,000円、706,000円)に地域手当通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。期末特別手当についても、国立大学法人京都教育大学役員報酬規程に則り、基本給の月額に地域手当を加算した額と基本給に地域手当を加算した額に100分の20を乗じて得た額及び基本給の月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、平成27年4月1日適用で、給与法指定職の改定に準拠した基本給のベースダウン(△2.0%)を実施した。また平成28年3月31日適用で、給与法指定職の改定に準拠した基本給のベースアップ(△1,000円)および期末勤勉特別手当の年間支給率について100分の5の引き上げを実施した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当なし

監事
(非常勤)

国立大学法人京都教育大学役員報酬規程に則り、非常勤役員手当(月額100,000円)を支給している。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,155	千円 11,394	千円 4,621	千円 1,139 (地域手当) 0 (通勤手当)		3月31日	※
A理事	千円 13,610	千円 8,983	千円 3,643	千円 898 (地域手当) 85 (通勤手当)			
B理事	千円 13,525	千円 8,983	千円 3,643	千円 898 (地域手当) 0 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 13,038	千円 8,333	千円 3,379	千円 833 (地域手当) 0 (通勤手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円	千円 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長
理事

京都教育大学は教員養成を主たる役割とする単科大学として、学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養うとともに、教育専門職に必要な資質、能力を有する人材の養成を行うことを社会的使命としており、実践型教員養成機能への質的転換を図り、学び続ける教員の養成のための改革と機能強化を学長のリーダーシップの下推進している。

そうしたなかで京都教育大学の学長は、職員数約388名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

京都教育大学では、役員の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長及び学長を補佐する理事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

こうした職務内容の特性や国家公務員指定職の俸給との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事
(非常勤)

監事の報酬は学長及び理事と同様にその職務内容の特殊性や、一般職の職員の給与に関する法律を勘案し決定しており、その報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	8,185	6	6	H28.3.31	1.0	※
理事A	該当なし					
理事B	4,965 (37,737)	5 (42)	0	H28.3.31	1.0	
理事C	該当なし					◇
監事A (非常勤)	該当なし					
監事B (非常勤)	該当なし					

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注3:在職期間中における業績評価を行い、経営協議会の議を経て、業績勘案率を1.0とすることと決定した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	<p>当該学長は、学長在任期間中(平成21年10月1日から平成28年3月31日)、中期目標及びミッションの達成に尽力し、京都市・京都府教育委員会及び公立学校との連携のもと教職生活全体を通じて学び続ける教員をサポートする教職キャリア高度化センターを設立するなど、本学の運営及び研究推進に大きく貢献した。</p> <p>当該学長の業績勘案率については、これらの学長としての取り組みと国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て1.0と決定した。</p>
理事B	<p>当該理事は、教務・学生指導担当として、理事在任期間中(平成23年4月1日から平成28年3月31日)、中期目標及びミッションの達成や実践的指導力を有する教員養成のための6年制教員養成高度化コースの設置に尽力するなど、本学の運営及び研究推進に大きく貢献した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、担当分野における貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て1.0と決定した。</p>

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

学長は役員報酬のうち期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び大学の財務状況等により増減を要する必要があると認める場合は、各役員を担当業務の遂行を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

法人の運営活動に必要な経費の大部分を、運営費交付金に依拠していることや法人の業務実績及び社会一般の情勢等に適合したものとなるようにするため、人事院勧告等を参考にしている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績に応じ、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

国立大学法人京都教育大学教職員給与規程に則り、基本給(本給、本給の調整額、教職調整額)及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、深夜手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給+扶養手当+地域手当+役職加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給+地域手当+役職加算額)に勤勉手当の支給実施要項に定める割合を乗じて得た額としている。

なお平成27年度では、平成27年12月31日施行、平成27年12月31日適用で以下の改定を行った。

給与表の金額変更 平均改定率は-2.0%(号数によっては±0%~-4.0%
現給保障有り)

また平成28年3月10日施行、平成27年4月1日適用で以下の改定を行った。

①給与表の金額変更 本給表を1,100円の引き上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

②勤勉手当の年間支給率について0.1月分引き上げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 311	歳 46.7	千円 7,774	千円 5,706	千円 105	千円 2,068
事務・技術	人 65	歳 41.0	千円 5,750	千円 4,246	千円 88	千円 1,504
教育職種 (大学教員)	人 104	歳 52.8	千円 9,569	千円 6,912	千円 135	千円 2,657
技能・労務職種	人 2	歳 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない
教育職種 (附属高等学校等教員)	人 52	歳 47.9	千円 8,007	千円 5,935	千円 86	千円 2,072
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 87	歳 42.7	千円 7,096	千円 5,289	千円 95	千円 1,807
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない

再任用職員	人 3	歳 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない
事務・技術	人 1	歳 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない
教育職種 (附属高校教員)	人 1	歳 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない	千円 記載しない

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:区分の「在外職員」、「任期付き職員」、「非常勤職員」については、該当者がいないので省略した。

注3:職種の「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないので省略した。

注4:「技能・労務職種」とは、調理師である。

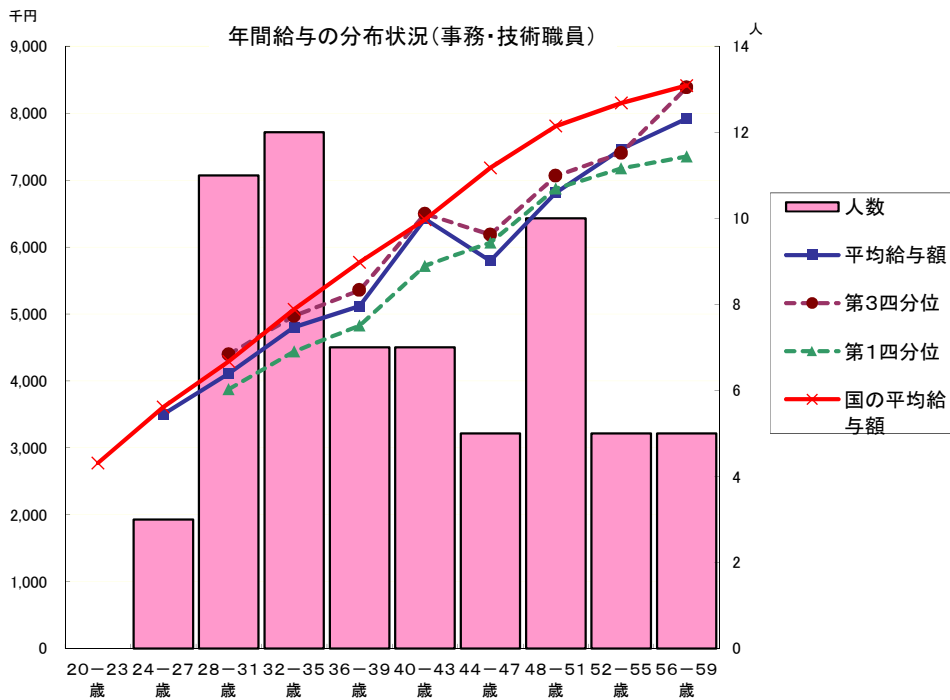
注5:「教育職種(附属高等学校等教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注6:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注7:「その他医療職種(医療技術職員)」とは栄養士である。

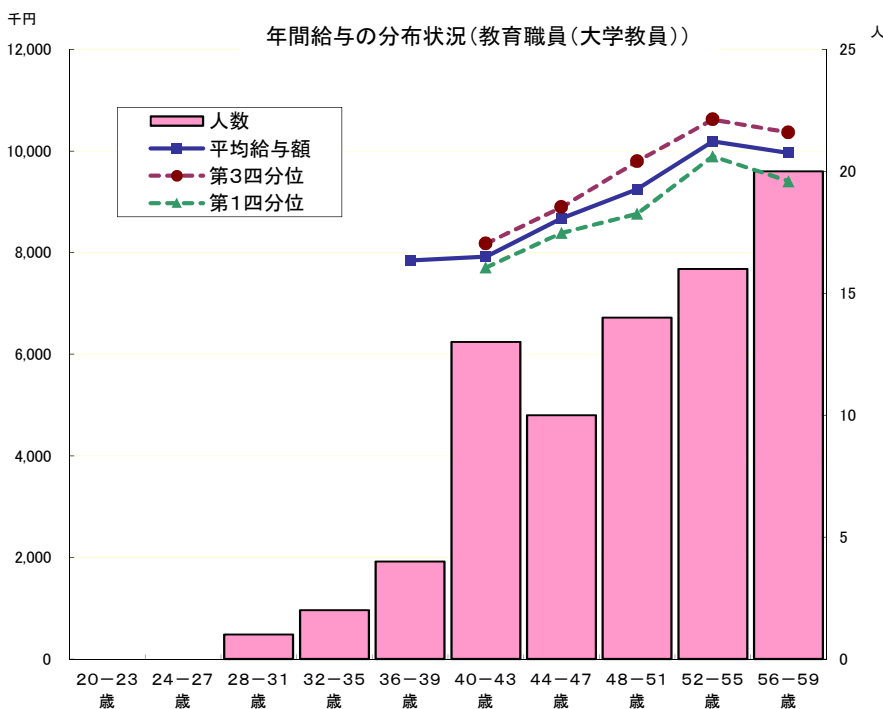
注8:常勤職員の技術・労務職種、その他医療職種及び再任用職員については、各区分の該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 年齢24歳～27歳の該当者は3人であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注1: 年齢28歳～31歳の該当者は1人であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額については表示していない。

注2: 年齢32歳～35歳の該当者は2人であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額については表示していない。

注3: 年齢36歳～39歳の該当者は3人であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
課長	5	55.1	8,355	8,431～8,222
グループリーダー	13	52.8	7,071	7,403～6,792
主査	17	42.4	5,999	7,330～4,826
主任	16	35.8	4,789	5,279～4,213
スタッフ	14	29.4	3,980	4,455～3,217

注1: 本学では平成18年8月1日から、グループ制を導入し、「グループリーダー」は課長補佐相当、「主査」は係長相当、「スタッフ」は係員相当である。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	64	57.1	10,178	12,159～8,364
准教授	38	46.7	8,346	9,348～7,106
講師	2	32.0	6,306	記載しない

注1: 講師の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、最高額～最低額は表示していない。

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		62.0	62.7	62.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		38.0	37.3	37.6
	最高～最低	%	%	%
		40.1～36.5	37.8～36.4	38.6～36.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		61.5	61.5	61.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		38.5	38.5	38.5
	最高～最低	%	%	%
		40.8～35.3	40.5～33.9	39.2～35.1

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		62.1	60.5	61.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		37.9	39.5	38.8
	最高～最低	%	%	%
		40.2～37.4	40.5～37.1	39.2～37.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		61.2	61.8	61.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		38.8	38.2	38.5
	最高～最低	%	%	%
		40.8～36.2	40.5～36.3	39.3～36.3

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 91.8 ・年齢・地域勘案 95.7 ・年齢・学歴勘案 90.5 ・年齢・地域・学歴勘案 95.2 (参考)対他法人 104.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73% (国からの財政支出額 3,745,590,000円、支出予算の総額 5,130,379,000円:平成27年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が高いものの累積欠損はない。 給与水準については、対国家公務員指数を下回っていることから、適切な水準であると考ええる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も全体的な抑制を図りながら適正な給与水準を維持するよう努める。

○教育職員(大学教員)

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成27年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(参考)対他法人指数 102.8

4 モデル給与

I, 事務・技術職員

○23歳(大卒初任給、独身)
月額 193,000円 年間給与2,883,000円
○35歳(主任、配偶者・子1人)
月額 303,000円 年間給与4,959,000円
○45歳(主査、配偶者・子2人)
月額 383,000円 年間給与6,256,000円

II, 教育職員(大学教員)

○28歳(博士修了、初任給、独身)
月額 313,000円 年間給与4,664,000円
○35歳(講師、配偶者・子1人)
月額 415,000円 年間給与6,882,000円
○45歳(准教授、配偶者・子2人)
月額 504,000円 年間給与8,345,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績に応じ、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

III 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,948,952	千円 2,945,657	千円 2,837,275	千円 2,750,939	千円 2,959,841	千円 2,937,596
退職手当支給額 (B)	千円 241,129	千円 404,043	千円 231,178	千円 104,296	千円 286,340	千円 359,527
非常勤役職員等給与 (C)	千円 351,713	千円 361,965	千円 370,915	千円 380,640	千円 393,912	千円 389,611
福利厚生費 (D)	千円 390,091	千円 403,191	千円 405,974	千円 412,090	千円 445,437	千円 467,858
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,931,885	千円 4,114,856	千円 3,845,342	千円 3,647,965	千円 4,085,530	千円 4,154,592

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額

平成27年度に行った二度の給与規程改正に伴い、本給額の引き下げを行ったことによる昇給時の増額分が減少したため、前年度比0.7%減となった。

②退職手当支給額

今年度は昨年度に比べて在職期間の長い教職員が多かったのに加え、役員2名の退職があったため、前年度比25%増となった。

(「国家公務員の退職手当の支給引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置を役員については平成25年1月1日、教職員については平成25年2月1日から講じている。)

③非常勤役職員等給与

今年度は昨年度に比べて非常勤講師の採用数が減少したため、前年度比1.1%減となった。

④福利厚生費

今年度は昨年度に比べて掛金率改定により社会保険料が増加したため、前年度比5.0%増となった。

⑤最広義人件費

給与、報酬等支給総額及び非常勤役職員等給与については減少したが、退職手当支給においては、在職期間の長い退職者数の増加及び役員2名の退職、福利厚生費においては、社会保険料の増加等があったため、最広義人件費は前年度比1.7%増となった。

IV その他

特になし